2025 年 9 月 30 日（火）

大口町における土壌汚染について

株式会社パロマ（名古屋市瑞穂区）が大口町内の同社大口工場において土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。
県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1　報告内容

（１）報告者
株式会社パロマ

（２）報告年月日
2025 年 9 月 30 日（火）

（３）汚染が判明した土地の所在地
愛知県丹羽郡大口町外坪（とつぼ）五丁目104番の一部

（４）報告の根拠
土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）

（５）調査結果

ア　土壌溶出量
次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果最大値	土壌溶出量基準	基準超過土壌検出深度	超過区画数／調査区画数[注2]
ふっ素及びその化合物	2.8mg/L (3.5 倍)[注1]	0.8mg/L 以下	0～0.5m	２／18

注１：（　）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。
注２：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

イ　土壌含有量
次表のとおり、法に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果最大値	土壌含有量基準	基準超過土壌検出深度	超過区画数／調査区画数[注2]
鉛及びその化合物	430mg/kg (2.9 倍)[注1]	150mg/kg 以下	0～0.5m	２／18

注１：（　）内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。
注２：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

（６）当該地の現在の状況
汚染が判明した場所は、アスファルト舗装及び不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2　今後の対応

事業者は、地下水汚染の有無を調査するとともに、深度調査により汚染範囲を把握した上で、措置を検討します。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

３　事業者の連絡先

株式会社パロマ　技術本部　都築

住所　名古屋市瑞穂区桃園町６番 23 号

電話　052-824-6518

４　調査対象地の概要

（１）面積

1,529.99 ㎡

（２）調査対象地の利用状況

調査対象地は、1964 年頃から、株式会社パロマ（当時はパロマ工業株式会社）の大口工場の敷地として利用され、ガス器具の製造を行っています。

今回汚染が判明した鉛及びその化合物は、調査対象地内において取扱履歴がありますが、当該物質に係る漏洩（ろうえい）事故等の記録はありません。

また、ふっ素及びその化合物は、調査対象地内において取扱履歴はありません。

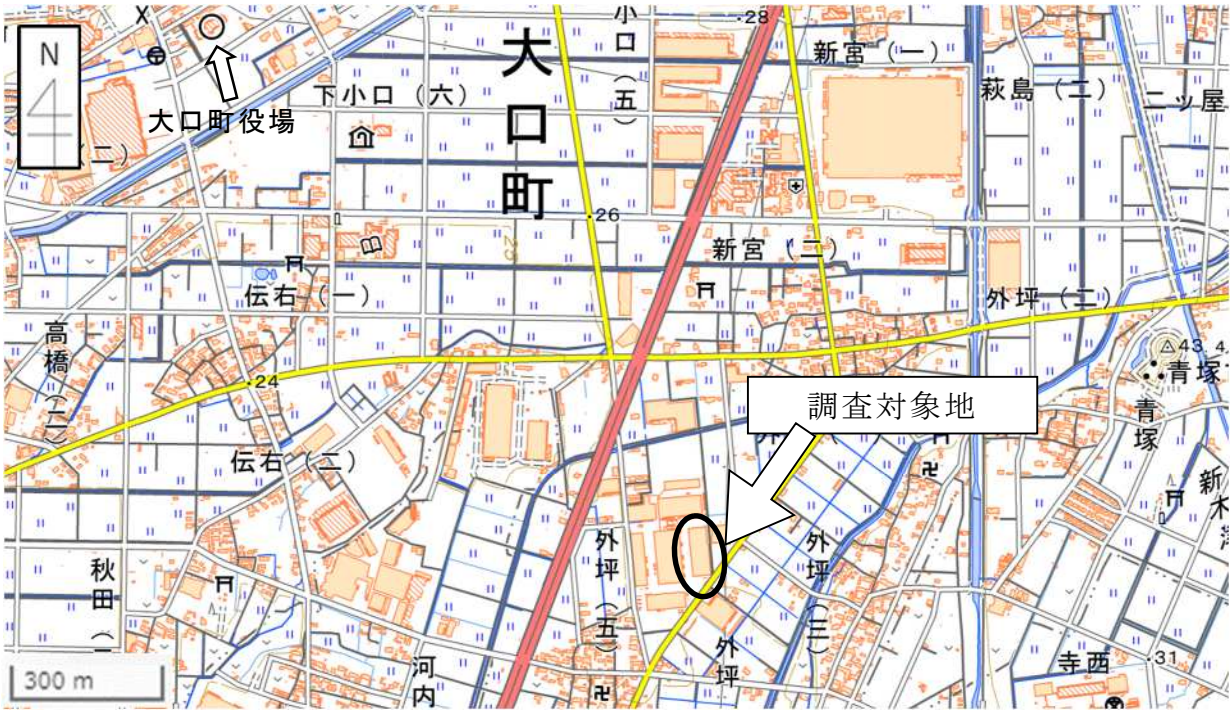

※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○　基準を超過した特定有害物質について

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90％以上が骨に沈着します。

主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約５年かかり、長く体内に残ります。

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で 12～46%の人に軽度の斑状歯（はんじょうし）が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。 なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を１日４mg 以下としています。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）